

平成30年度事業計画（案）

我が国の経済については、緩やかな回復傾向が続いており、大都市部から地方部にも波及してきているが、まだその実感は少ない状況にある。

また、政府の月例経済報告（30年4月）は、「景気は、緩やかに回復している。」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされている。

このような中、政府は、バス事業にも関係する国政上の重要施策として、インバウンドの振興、働き方改革、バリアフリー対策を推進しており、関係法律の改正を目指している。

バス事業については、最重要課題である安全の確保について、輸送の安全対策を推進し、特に、貸切バスでは軽井沢スキーバス事故を受けての各種対策の着実な実施を図ることとし、新たな「事業用自動車総合安全プラン2020」に沿って事故防止に努めることが求められている。

また、地方バス路線の維持、再編については、公共交通の確保が地域における重要課題となっていることから、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえ、自治体との連携・協力のもと、地方バス路線の維持・再編等が円滑に進むよう努めるものとする。

一方、バスの運転者不足の問題については、運転者の確保において将来的にも現行の水準を維持していく必要があり、持続的な事業運営のための経営基盤として、労働力の確保や設定の取組みとともに、労働環境の整備を進める必要がある。

とりわけ、バス業界にとっては、安全、安心かつ信頼される交通機関として、良質な輸送サービスを提供すべく、事業者においては最大限の努力を図ってきているところであり、更なるバス事業の活性化、経営環境の改善など多くの課題解決に取り組んでいく必要がある。

このため、平成30年度においては、バス事業の新たな発展を図りつつ、次の各項目を重点として、会員はもとより日本バス協会と連携を図りながら取組みを進めることとする。

1. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等

過疎化の進展や人口の減少の中で、地方部におけるバス事業の経営は依然として厳しく、バス路線の維持や再編等、公共交通の確保は、地域における重要課題となっている。そのためバス事業者、国、地域による連携した取組が協議されており、効果的な方策等について深めることが重要となっている。

このような中、地域公共交通活性化再生法に基づき、各地において地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定が進んでいる。

乗合バス事業の再生、活性化のためには、地域、関係者が一体となった交通施策となるよう、協議会等に積極的に参画するとともに、地方公共団体と連携、協力を効果的に進めていくことが重要となっている。

2. 貸切バスの安全の確保及び運賃料金制度への取組み

(1) 貸切バスの安全の確保

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の答申「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」では安全規制の強化や行政処分の強化などが示され、バス業界全体の事故防止対策の向上、安全確保の着実な実施が求められている。

また、貸切バスの安全の確保としては、昨年8月から実施されている貸切バス適正化機関による巡回指導において、安全性や適正化が高まるよう進めていく必要がある。一方、安全に事業を遂行するための事業許可の更新制度については、貸切バス事業が5年毎の更新制となり、許可時の審査項目を審査されることとなり、安全投資計画及び事業収支見積などを提出し、事業運営や安全投資などの審査を受け更新が進められている。

(2) 貸切バスの運賃料金制度への取組み

貸切バスの運賃料金については、これまで本制度における適正収受と法令遵守に努めてきたところであり、制度が改正され4年が経過し、その間、事業の経常収支率に一定の効果が現れてきている。

一方、全国各地域の運賃等収受状況の報告では、運送引受書の下限額の記載の疑義や回送料金の収受、実費額の収受、手数料問題など、適正収受が行われていないケースや利用者の理解が得られないといった報告が一部あがっているが、制度の趣旨に沿い適正運賃の収受に努めることを推進する。

また、国土交通省は、下限割れ運賃により法令違反があった場合は、通報制度や監査により、一部処分も実施しているとのことであり、引き続き、本制度が貸切バス業界の健全な経営基盤の確立と安全確保につながるものであることから、課題の解消と運賃料金制度の定着を図っていくこととする。

(3) 貸切バスの適正化機関

貸切バス適正化機関による巡回指導については、平成30年度においても平成29年度と同様に、会員事業者については地方バス協会が北陸信越貸切バス適正化センターから委託を受け実施し、バス協会非会員については同センターがブロック単位で巡回指導を実施することとなっている。

しかしながら、「北陸信越貸切バス適正化センター」が実施している非会員の巡回指導については、非会員のバス協会への加入が進み、非会員数の減少が大きくなったことから、適正化センターの運営が困難となることが予想されている。

このため、行政は、適正化センターの運営困難を主たる要因に、効率的な運営を図るとし、平成31年度から適正化センター1本による巡回指導の一元化をする方向を示している。

一元化に係る協議については、これまで数回行政とバス協会長との意見交換を進めてきたところであるが、「各県バス協会長からの承認は得られていないものの」平成31年度から一元化を実施することとなっている。

一元化の実施にあたっては、すべての事業者から負担金徴収が発生するとともに、一部高額な負担金となることなどから、持続性など相応の理解を得る必要があるほか、将来的にも巡回指導員の増員も予定され過大な負担が生じることとなる。

今後においては、適正化機関や負担金の在り方を協議することとなっており、また、行政は、バス協会会員への説明を行い理解を求めていくとしている。

3. 事故防止・安全輸送対策の推進

国土交通省は、事業用自動車の安全確保について「事業用自動車総合安全プラン2009」により事故の削減に取り組んできたが、今般、新たに「事業用自動車総合安全プラン2020」を提言し、「第10次交通安全基本計画」に合わせ、プランの見直しを図ったところである。

「事業用自動車総合安全プラン2020」によるバス事業においては、平成32年までに死者数10人以下、人身事故件数1,100件以下、飲酒運転ゼロとしている。

この目標達成に向けて、バス業界においては、以下の取組を行うことを日本バス協会（安全輸送委員会）で決議されている。

(1) 「運輸安全マネジメント」の推進

(2) 運行管理の強化

運転者に対する指導・監督内容の明確化。映像記録型ドライブレコーダー等の活用。IT点呼に係る要件の拡大（バス事業での実用化について検討）。

(3) 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

飲酒運転の根絶。覚醒剤等使用運転の根絶。運転中の携帯電話の使用禁止。

(4) 特徴的な事故等への対応

車内事故防止対策（停留所発進時における安全基本動作、シートベルト着用促進の啓発）。交差点右左折時の事故防止対策。高齢者事故の防止対策（高齢者に配慮した「ゆとり運転」）。

(5) 運転者対策の充実

運転者の健康管理の徹底（健康診断を活用し個々の健康を考慮した点呼、S A S の受診促進）。新任運転者の把握と指導の強化（事故歴の把握、適性診断初任診断の受診、実技訓練の徹底）。運転者に対する指導の実施（ドライブレコーダー等の活用、高齢運転者に対する適性診断による指導）

(6) 旅行業者等への対策

「貸切バスの安全運行パートナーシップ宣言」に基づく安全対策等の励行。

(7) 車両の点検整備の充実

点検整備の充実（車輪脱落事故及び車両火災の再発防止策）。整備技術の向上。

(8) 運転支援装置の導入促進

衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置等の導入

(9) 貸切バス事業者の安全性に関する取組

地方バス協会と貸切バス適正化機関との連携による適正化の推進。貸切バス安全性評価認定制度の普及・拡大

(10) 道路交通環境の改善

(11) 車両火災等緊急時における乗客の避難誘導等

(12) バスジャック・テロ対策

4. 交通バリアフリー及び環境対策の推進

高齢者の増加やオリンピック・パラリンピック開催などを踏まえ、移動円滑化や地球温暖化ガスの削減、省エネ運転に資するため、諸活動に取り組む。

(1) バリアフリー新法に基づき、移動円滑化基準に適合したバス車両への代替促進と併せ、ノンステップバスの普及を促進する。

(2) CO₂削減の環境対策として、ハイブリッドバス、低燃費車等の導入支援を行うとともに、アイドリングストップや低炭素社会への推進を図る。

(3) 「エコドライブ管理システム（EMS）」や「ドライブレコーダー」の導入支援と環境・安全対策のための情報提供に努める。

(4) 日本バス協会の「バスの環境対策強化期間」として、燃費に係る車両の点検整備や急発進・急加速を避けた無理のない運転の励行に取り組む運動を行う。また、エコドライブ推進運動や黒煙クリーンキャンペーン等に協力する。

5. 運輸事業振興助成交付金事業について

(1) 交付金地方事業として、乗合バス事業者を対象に施設整備助成事業を始め、会員事業者に対するバス輸送サービス改善事業、安全運行対策事業、指導研修事業、環境対策事業等について、効率的な運用を図るとともに、助成制度の利用促進に努める。

(2) 日本バス協会中央事業の「バス利用者施設等整備事業」、「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「運転者人材確保対策事業」の大型二種免許取得養成助成事業、「融資斡旋・利子補給事業」等に係る活用を推進するための情報提供に努める。

- (3) 安全運行対策事業の一環として、運転者に係る適性診断の計画受診の促進と「睡眠時無呼吸症候群（S A S）対策事業」のスクリーニング検査費用及び運転記録証明取得費用を助成し、安全運行の確保に努める。

6. バス運転者確保及び育成対策等について

バス運転者の確保及び育成に向け、日本バス協会の実施する「運転者人材確保対策事業」の大型二種免許取得養成助成事業の活用を推進する。また、新潟県の実施している「運輸事業者の人材確保対策」の取り組みを推進する。

また、新潟県バス協会では、バス業界のイメージアップと人材確保を目的に、広く県民を中心に広報展開を実施する。

7. その他、広報活動の推進等について

ホームページ、マスメディア、「バスの日」行事等を通じ、広く県民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求めていくとともに、協会パンフレット等の活用を図り、バス利用の促進を図る。